

## 1 制度の概要

平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に、個人（30歳未満に限ります。以下「受贈者」といいます。）が、教育資金に充てるため、次のいずれかの方法により、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（祖父母など）から教育資金口座の開設等をしてもらった場合には、これらの信託受益権又は金銭等の価額のうち1,500万円までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して教育資金非課税申告書を提出することにより贈与税が非課税となります（措法70の2の2①）。

- ① 信託受益権を付与された場合（信託銀行等）
- ② 書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合（銀行等）
- ③ 書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合（証券会社等）

その後、受贈者が30歳に達するなどにより、教育資金口座に係る契約が終了した場合には、非課税拋出額（注1）から教育資金支出額（注2）（学校等以外に支払う金銭については、500万円が限度となります。）を控除した残額があるときは、その残額がその契約が終了した日の属する年に贈与があったこととされます（措法70の2の2②）。

（注1）「非課税拋出額」とは、教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書にこの制度の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額（1,500万円が限度となります。）をいいます。

（注2）「教育資金支出額」とは、金融機関等の営業所等において、教育資金として支払われた事実が領収書等により確認され、かつ、記録された金額を合計した金額をいいます。

## 2 制度創設の背景

従来より、扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち、通常必要と認められるものは贈与税の課税価格に算入されません（相法21の3①二）。

この「扶養義務者」とは、配偶者並びに民法877条（扶養義務者）の規定による直系血族及び兄弟姉妹並びに家庭裁判所の審判を受けて扶養義務者となった三親等内の親族をいい

ますが、これらの者のほか三親等内の親族で生計を一にする者については、家庭裁判所の審判がない場合であってもこれに該当するものとして取り扱われます。

上記扶養義務者に該当するかどうかの判定は、相続税にあっては相続開始の時、贈与税にあっては贈与の時の状況によることとされています（相法1の2一、相基通1の2-1）。

また、「教育費」とは、被扶養者の教育上通常必要と認められる学資、教材費、文具費等をいい、義務教育費に限られていません。教育費に充てるためのものとして贈与税の課税価格に算入しない財産には、教育費として必要な都度直接これらの用に充てるために贈与によって取得した財産が該当することとなります。このため、教育費の名義で取得した財産を預貯金した場合又は株式の買入代金に充当したような場合におけるその預貯金又は買入代金等の金額は、通常必要と認められるもの以外のものとして取り扱われます（相基通21の3-4、21の3-5）。

一方、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定）の一環として、60歳以上の世代が我が国の個人金融資産全体の6割を保有する中で、高齢者層の保有する豊富な資産を子供の将来の教育資金として早期に若年世代に移転させるとともに、教育・人材育成や経済活性化に資することを目的として、教育費として一括贈与を受けた資金について、贈与税を非課税とする措置が、平成25年度改正により、講じられました。

このため、この教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税特例と、必要な都度支払われる教育費用に関する従来からの非課税制度との併用をすることができるとなりました。

### 3 教育資金口座の開設

#### (1) 教育資金口座の開設等

この非課税特例の適用を受けるためには、教育資金口座の開設等を行った上で、教育資金非課税申告書はその口座の開設等を行った金融機関等の営業所等を経由して、信託や預入などをする日（通常は教育資金口座の開設等の日となります。）までに、受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

教育資金非課税申告書は、金融機関等の営業所等が受理した日に税務署長に提出されたものとみなされます。したがって、教育資金口座の開設時には、住宅取得等資金の非課税特例とは異なり、受贈者が税務署長に対して贈与税の申告書を提出する制度とはなっていません。

なお、教育資金非課税申告書は、原則として、受贈者が既に教育資金非課税申告書を提出している場合には提出することができません（措法70の2の2③～⑥）。

#### (2) 贈与と教育資金管理契約

本特例の対象となる贈与については、①信託銀行を取扱金融機関とする場合には信託行為＝教育資金管理契約の締結となるため、贈与の時と年齢要件の判定時や親族関係要件の判定の時が一致しますが、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入を

した場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合には贈与の時と教育資金管理契約締結の時との間には時間的間隔が生ずるため、年齢要件や親族関係要件は、いずれの時にも満たす必要があります。

なお、贈与者・受贈者の年齢要件や親族関係判定の当事者要件は、いわゆる「入口段階」での要件であるため、教育資金管理契約締結後（贈与後）において、その関係（直系尊属・直系卑属）がなくなっても（養子の離縁等）、本特例の適用には影響がないと考えられます。

#### 4 教育資金とは

教育資金とは、次に掲げる金銭をいいます（措法70の2の2②、措令40の4の3⑦・⑧、文部科学省告示第68号）。

(1) 学校等に対して直接支払われる次のような金銭

- ① 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学（園）試験の検定料など
- ② 学用品の購入費や修学旅行費や学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など

(注)「学校等」とは、学校教育法で定められた幼稚園、小・中学校、高等学校、大学(院)、専修学校、各種学校、一定の外国の教育施設、認定こども園又は保育所等をいいます（なお、都道府県ごとの専修学校、各種学校に該当する施設は幅広く、文部科学省のホームページに随時掲載されています。）。

(2) 学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭で社会通念上相当と認められるもの

〈イ 役務提供又は指導を行う者（学習塾や水泳教室など）に直接支払われるもの〉

- ③ 教育（学習塾、そろばんなど）に関する役務の提供の対価や施設の使用料など
- ④ スポーツ（水泳、野球など）又は文化芸術に関する活動（ピアノ、絵画など）その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など
- ⑤ ③の役務の提供又は④の指導で使用する物品の購入に要する金銭

〈ロ イ以外（物品の販売店など）に支払われるもの〉

- ⑥ ②に充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの

#### 5 教育資金口座からの払出し及び教育資金の支払い

教育資金口座からの払出し及び教育資金の支払いを行った場合には、その支払いに充てた金銭に係る領収書などその支払いの事実を証する書類等を、次の（1）又は（2）の提出期限までに教育資金口座の開設等をした金融機関等の営業所等に提出する必要があります。

す（措法70の2の2⑦）。

なお、教育資金管理契約の締結の際に、いずれかの場合の選択をするものとし、当該選択は変更することができないとされています（措令40の4の3⑭）。

(1) 教育資金を支払った後にその実際に支払った金額を教育資金口座から払い出す方法を教育資金口座の払出方法として選択した場合（「事後払出し方式」）

⇒ 領収書等に記載された支払年月日から1年を経過する日

(2) (1) 以外の方法を教育資金口座の払出方法として選択した場合（(1) 以外の方式「同時払出し方式（請求書提示型）や、同時払い・後払い方式の併用方式（請求書・領収書提示型」など）

⇒ 領収書等に記載された支払年月日の属する年の翌年3月15日

なお、法令上可能な事前払い方式を採用している金融機関はないようです。

また、取扱金融機関は、提出された書類により払い出された金銭等が教育資金に充当されたことを確認し、その確認した金額を記録するとともに、その書類（写し）及び記録を受贈者が30歳に達した日の翌年3月15日後6年を経過する日まで保存しなければなりません（措法70の2の2⑧）。

提出期限までに提出されなかった領収書等に係る金額は、取扱金融機関による「記録」の対象とはならないことに留意する必要があります。

## 6 教育資金口座に係る契約の終了と贈与税の課税対象額

教育資金口座に係る契約は、次の(1)～(3)の事由に該当した場合に終了します（措法70の2の2⑩）。

(1) 受贈者が30歳に達したこと

(2) 受贈者が死亡したこと

(3) 口座等の残高がゼロになり、かつ、教育資金口座に係る契約を終了させる合意があったこと

上記(1)又は(3)の事由に該当したことにより、教育資金口座に係る契約が終了した場合に、非課税抛出額から教育資金支出額（学校等以外に支払う金銭については、500万円が限度となります。）を控除した残額があるときは、その残額が受贈者の上記(1)又は(3)の事由に該当した日の属する年の贈与税の課税価格に算入されます。

(2)の事由に該当して教育資金口座に係る契約が終了した場合には、贈与税の課税価

格に算入されず、受贈者の相続財産となります。

したがって、その年の贈与税の課税価格の合計額が基礎控除額を超えるなどの場合には、贈与税の申告期限までに贈与税の申告を行う必要があります（措法70の2の2⑩）。

すなわち、【課税対象額（残額）＝非課税拋出額－教育資金支出額】となることとなります。

あくまでも、この算式による課税対象額（残額）の有無が問題となるため、口座の残高が0であっても、課税が起こることがあり得ます。これは、「教育資金支出額」とは、取扱金融機関によって領収書等に基づき教育資金の支払いに充当されたことが確認され、かつ記録された金額をいうものとされているためです。